㈠　自立的発展の促進

離島地域の自立的発展には、島民及び定住を希望するＵＪＩターン者の雇用機会を確保することが重要であることから、離島の地理的及び自然的特性を生かした産業の維持及び発展に資する環境整備を行うとともに、地域の多様な主体による交流促進や特産品開発等の雇用創出にもつながる活性化の取組を推進する。

また、離島の豊かな自然環境を保全し、多様な文化を継承することを通じて、これらの地域資源を生かした産業振興や観光及び交流を推進するとともに、島民の島への愛着や誇りを醸成する。

㈡　生活の安定

島民生活の安定のため、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化並びに社会的サービスの維持を図るとともに、自然環境に配慮した生産基盤と生活環境の一体的かつ総合的な整備等により暮らしやすい離島の形成を目指す。

このほか、島民及び来訪者が安心して島内での生活や活動等を行えるよう、災害時における離島の孤立防止に必要な防災対策を講じ、災害に強い地域づくりを推進する。

また、離島地域においても環境負荷を低減した地域社会を実現するため、再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、他地域とのエネルギーの利用に関する条件の格差の是正、島民生活の利便性の向上、産業振興等を図るためのエネルギーに関する対策を推進する。

㈢　福祉の向上

高齢化が進展している離島地域の現状を踏まえ、介護サービスの確保及び充実を基軸とする高齢者福祉の増進を図る。

また、安心して子育てができる環境整備を推進することにより、子育て世代の定住を促進する。

㈣　地域間交流の促進

離島に対する国民の理解と関心が深まり、来訪者も増えれば、離島地域の産業振興及びＩターン者の増大につながることから、離島と本土又は離島同士の交流及び連携を推進する。

②　離島地域における創意工夫を生かした主体的な取組

離島地域が創意工夫を生かし自立的発展を遂げていくには、地域固有の資源を活用していくことが有効である。このため、離島地域の有する地域差を価値ある地域差ととらえ直すなど、新たな地域資源の発掘並びにそれらの維持及び確保に努めていく。

また、離島地域の農林漁業者が加工業、観光業等の関連する業種と連携し、地域資源の付加価値を向上させる取組を促進することなども必要である。

なお、これらの取組を推進する際には、就業者が複数の仕事により所得を確保するという就業形態が有効であることや、島民以外の視点を取り入れていく仕組みづくりも重要である点に留意が必要である。

このほか、離島の魅力や役割を広く国民に理解してもらうため、島民のほか来訪者を通じた情報発信に努めるとともに、地方公共団体においては離島地域のニーズに応じた振興施策等が講じられるよう島民と行政との意見交換の場を設けるなど、信頼関係の確保に努めることが重要である。

③　多様な主体による地域づくり

離島地域では人口減少や高齢化を始めとする経済社会情勢の変化が進展し、医療、福祉、地域交通等の社会サービスの確保が困難になる一方、これらのサービスにおいては従来以上のきめ細かな対応が求められている。このため、行政だけではなく多様な民間主体を地域づくりの担い手として位置付け、民間主体の発意及び活動を地域づくりに生かす取組を推進する。その際、離島地域が抱える課題の内容に応じ地域を越えた連携や支援を推進することも重要である。

多様な主体の活動を促進し、その活動成果をより有効なものとするには、行政を含む各主体との調整、技術的な支援等を担う中間的な支援組織が必要となる場合もあることから、これらの組織が育成されるような環境整備や当該組織を担う人材育成等を推進する。

④　圏域の考慮

離島は、本土との距離により近海及び遠海の別、離島の構成により群島型及び孤立型の別に分類できるなど、その地理的条件に応じて島民の生活圏は異なる。

このため、生活圏を考慮した離島振興施策の在り方を検討し、例えば、日常生活を営むために必要なサービス及び施設は各島内での確保に努めるが、高度医療の提供可能な施設等については本土又は拠点的な離島に集約するなど、圏域内における集落連携や機能分担等を踏まえた効率的な離島振興施策の推進に努める。

⑤　その他の配慮事項

我が国周辺海域には、エネルギー資源や鉱物資源が存在し、また、離島周辺は、その地形的特性のため豊かな水産資源を有しており良好な漁場を形成している。海上に広く展開する離島は、これらの海洋資源を開発し、利用していく上でその拠点として活用することが有効である。

３．国の支援の基本的考え方

離島振興施策に関し、国の責務を踏まえた支援の基本的考え方は、以下のとおりである。

⑴　国の責務

離島振興施策は、離島の国家的国民的役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的社会的条件の改善、地域間交流の促進、居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少の防止並びに定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならないことが、基本理念として明記された。

国は、この基本理念に則した所要の施策を責任を持って推進する。

⑵　国による財政支援、情報提供等

国は、離島地域の創意工夫を生かした主体的な取組を尊重する立場から、離島地域の自立的発展に留意しつつ、予算面、税制面、金融面等において離島地域が選択可能な各種支援措置の整備に努める。また、離島振興計画に基づく事業に対しては、定住の促進等の法目的を実現する上で有効なものを地域の実情に応じて重点的に支援するものとする。

加えて、国は、離島の振興上の共通課題への対応や離島地域の主体的な取組の促進のため、離島地域の活性化等に係る先進事例や国による各種支援措置について地方公共団体や離島地域への情報提供の徹底に努めるものとする。

⑶　離島活性化交付金等事業計画

離島活性化交付金等事業計画（以下「事業計画」という。）は、離島振興計画に基づく事業等のうち、離島地域の活性化に資する事業等を都道府県が市町村等からの意見聴取等を経て中期的な計画として取りまとめるものであり、事業計画に記載された事業等を総合的かつ着実に推進することを目的としたものである。

国は、毎年度、事業計画に記載された事業等及びその他の離島地域の活性化に資する事業等を公表することにより、関係者への周知を図り離島地域の活性化に資する事業等を着実に推進していくこととする。

また、事業計画を作成し、又は変更する際には、離島地域の状況に即した実効性の高い計画となるよう、作成作業等における地方公共団体間の情報共有及び連携を促すとともに、必要な情報提供等を行うものとする。

⑷　国による法律の運用上の配慮

農地法（昭和27年法律第229号）や自然公園法（昭和32年法律第161号）等において、離島振興計画に基づく事業に関する各種の開発の許可、届出等の手続については、可能な限り運用面で配慮していくこととする。

なお、これらについて、関係省庁は、必要に応じて都道府県に対する説明会の開催等を実施する。